

消費生活相談窓口のための

改正民法解説

令和2年2月

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道
(ホクネット)

は し が き

民法の債権関係を中心に、その内容を大幅に改正する法律が、2017（平成29）年6月2日に公布されました。それから約3年弱の周知期間を経て、いよいよ2020（令和2）年4月1日から、この改正民法が施行されます。

この改正は、主に、契約などによって発生する債権関係の規定について、社会・経済の変化に対応するための見直しを行い、私たちの生活を規律する基本法である民法を分かりやすいものとするを目的としています。

その内容は、大きく二つに分けることができます。

ひとつは、確立した判例や通説的な見解に基づいて現在通用している基本的なルールを明文化したものです。

これには、①意思能力を有しなかった当事者がした法律行為が無効であることの明文化、②将来発生する債権の譲渡や担保設定が可能であることの明文化、③賃貸借の終了時における借借人の敷金返還請求権や原状回復義務に関する基本的な規律の明文化などがあります。

もうひとつは、社会・経済の変化に対応するため、現在のルールを実質的に変更するものです。

これには、①職業別の短期消滅時効制度（旧170条～174条）の廃止と、これに伴う消滅時効の起算点及び期間の見直し、②年5%の法定利率の年3%への引下げ及び市中の金利動向に合わせた変動制の導入、③事業用融資の保証人になろうとする個人についての公証人による保証意思確認手続の創設、④不特定多数の者を相手方とする定型取引に使用される約款（定型約款）を用いた取引に関する基本的な規律の創設などがあります。

本解説集は、これらのうち、最も重要と思われる13の制度を選び、具体例とともにわかりやすく説明しました。消費者が抱える様々な問題への対応の必要性は誠に大きく、それだけに、本解説集が、消費生活相談に携わる皆様のお手元にいつまでも置いていただき、お役に立てることを願っております。

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道 理事長 松久三四彦

■目次

第1	消滅時効【消滅時効期間】	1
第2	保証【保証契約の成立要件】	14
第3	定型約款【定型約款の合意、定型約款の内容の表示、定型約款の変更】	34
第4	意思能力【意思無能力による無効】	43
第5	意思表示【錯誤による取消し】	47
第6	契約解除の要件【催告による解除、催告によらない解除、 債権者の責めに帰すべき事由による不履行と解除】	51
第7	売主の契約不適合責任【契約不適合責任（瑕疵担保責任）】	58
第8	契約時に既に履行不能であった場合の損害賠償	66
第9	債務引受【債務引受の要件と効果】	69
第10	危険負担【危険負担の要件と効果】	75
第11	賃貸借【借入人の原状回復義務、敷金の返還請求】	80
第12-1	請負【請負人の報酬】	88
第12-2	請負【請負人の担保責任（修補請求権・損害賠償請求権）】	93
第12-3	請負【請負人の責任（解除）】	98
第12-4	請負【担保責任の期間制限】	103
第13-1	物を預ける（寄託）契約【契約から物を預けるまでの間の規律】	108
第13-2	物を預ける（寄託）契約【損害賠償請求可能期間の制限】	111